

## 仕 様 書

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

業務は、この仕様書及び別添用紙の作業項目、機器一覧表に基づいて実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の大要を定めるものであり、必要と認める軽微な事項については記載の有無に関わらず委託料の範囲において実施するものとする。

1. 業務名 豊浦総合支所庁舎空調機器保守点検業務
2. 業務場所 下関市豊浦町大字川棚 6 8 9 5 番地 1  
下関市役所豊浦総合支所庁舎（3階建）
3. 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 3 1 日まで
4. 業務内容 豊浦総合支所庁舎空調機器の冷房時及び暖房時切替試運転における動作試験及び保守点検を行う。  
また、空調機器フィルターのうち、エアコンについては高所作業等が必要な図書館部分の清掃を行い、ロスナイについては庁舎全体の清掃を行う。  
動作試験及び保守点検の作業項目の詳細は別添 1 のとおりとし、対象となる機器は別添 2 のとおりとする。  
また、フィルター清掃の対象となる機器は別添 3 のとおりとする（機器の配置の概要は、別紙 2 豊浦総合支所庁舎図面を参照）。  
なお、定期点検の内容は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 2 7 年 4 月 1 日施行）の規定によることとする。  
定期点検の実施者は、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者の有資格者であることとし、業務委託契約時に資格の証明書の写しを提出すること。
5. 業務時期 原則として、冷房運転期間は 6 月中旬～ 9 月末日、暖房運転期間は 1 1 月下旬～ 3 月末日とし、それぞれの運転開始前の時期に年 2 回の業務を実施する。  
ただし、ロスナイのフィルター清掃については冷房運転開始前の年 1 回のみとする。
6. その他 業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。